

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書(システム標準化以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川崎市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種履歴の管理・保管に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項及び126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項及び153項 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項及び153項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当
②所属長の役職名	予防接種企画担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称)	予防接種台帳管理システム、システム連携基盤番号連携サーバ、中間サーバ	予防接種台帳管理システム、システム連携基盤、中間サーバ	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当感染症担当課長 平岡 真理子	健康福祉局保健所感染症対策課長 小泉 祐子	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局健康安全部健康危機管理担当(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当)(以下省略)	・健康福祉局保健所感染症対策課(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)(以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当(以下省略)	健康福祉局保健所感染症対策課(以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成26年9月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成26年9月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<情報照会> ・番号法第19条第7号 ・別表第2の17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項、17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更に該当しない項目の変更)
平成29年7月31日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管及び健康被害救済給付に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 ②予防接種による健康被害救済給付に関する事務 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知及び健康被害者あて健康被害救済給付の支給等に関する事務	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I 関連情報(2. 特定個人情報ファイル名)	予防接種対象者関係情報ファイル、予防接種健康被害救済給付関連ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項、17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	
令和2年3月30日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項 (主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項 (主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	評価書名	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書	予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務	予防接種の実施等に関する事務	事前	
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。	【概要】 ・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種履歴の管理・保管に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	予防接種台帳管理システム、システム連携基盤、中間サーバー	予防接種台帳管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ」) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び115の2項 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項及び115の2項	事後	
令和3年12月9日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局保健所感染症対策課	感染症対策担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年6月1日時点	令和4年9月16日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年6月1日時点	令和4年9月16日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当		
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	感染症対策担当課長	予防接種企画担当課長		
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2440 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108		
令和6年3月26日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2440	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220		
令和6年3月26日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつの時点の係数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か)	令和4年9月16日 時点	令和5年9月27日 時点		
令和7年1月20日	I 基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	右記を追記	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関において住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	予防接種台帳管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項 (省略)	・番号法第9条第1項 別表の14の項及び126の項 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び115の2項 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項及び115の2項	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項及び153項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項及び153項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月27日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月27日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	予防接種事務では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない